

## 「上天草市新型コロナウイルス感染症対策港湾施設使用料補助金」のご案内

新型コロナウイルス感染症により事業に影響を受け、荷受けがなく係留を余儀なくされた上天草市内に事業所を有する海運事業者の円滑な事業活動の継続を図るために、港湾施設使用料補助金を交付します。

### 1 対象者

- ・内航海運業者登録を受けている者若しくは届出を行っている者、または船員派遣事業の許可を受けている者
- ・上天草市に事業所及び船舶を有する者で、船籍が上天草市である船舶

### 2 対象となる経費

港湾管理者へ支払った令和2年5月1日から令和3年3月31日までの港湾施設の岸壁・物揚場の使用料

### 3 補助金額

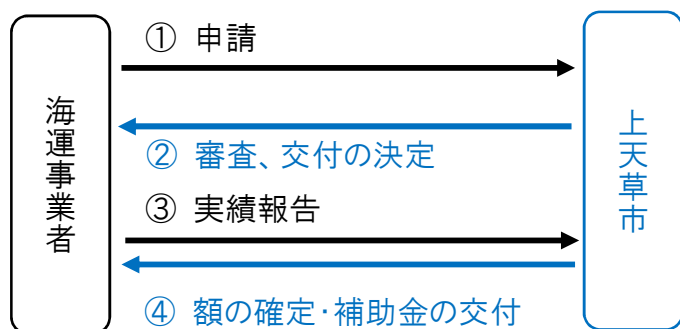
対象経費の全額。ただし、1事業者1会計年度50万円を上限

### 4 申請期間

港湾施設使用許可を受けた日から14日以内

なお、令和2年5月1日から9月30日までの使用許可分は10月30日まで

### 5 申請手続・流れ



※申請に関する詳しい内容は、産業政策課までご連絡ください。

#### 【お問合せ先】

〒869-3692 上天草市大矢野町上 1514 番地(上天草市役所大矢野庁舎 1 階)  
上天草市役所経済振興部 産業政策課 TEL:0964-26-5531(直通)